

開催日:平成22年6月28日

## 会議名:平成22年第3回定例会(第3日 6月28日)

### 少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 出産助産制度に関する意見書

橋本紀子議員

---

民主・元気ネットの橋本紀子でございます。議員提出議案第11号と第12号について、ご賛同議員のご了解のもと、私のほうから案文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### 少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

教育は未来への先行投資であることは、多くの国民の共通認識である。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、日本の小、中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文部科学省調査によれば小学校54%、中学校82%になっている。

子どもたちは、さまざまな価値観や個性・課題を持っており、その上、小1プロブレム・中1ギャップへの対応など、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。日本の教育を考える10人委員会、'07年保護者アンケートによると「適正と思う1クラスの児童生徒数」は、30人：45.4%、25人：20.5%となっている。

また、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（人材確保法）は、すべての子どもたちに、一定水準の教育を受ける機会を均等に保障することを目的に、教育職員として適した人材を確保することを規定している。しかし、2006年以降、一般公務員とは別に教員給与に特化した縮減により、義務教育等教員特別手当の引き下げが続いており、この法律の趣旨や理念が担保されていない事態になっている。そのため、一般行政職給与との実質的な教員給与の水準差が問題となっており、教員の大量採用時代を迎え、人材確保に支障を来すことが懸念される。

さらに、日本の教育予算のGDP比は、OECD諸国の中でトルコに次いで下位から2番目となっているにもかかわらず、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

したがって、政府に対して、2011年度政府予算の概算要求期に向け、下記事項の実現について要望する。

記

1. OECD諸国並みの教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。
2. 教育職員として適した人材を確保するため「人材確保法」を遵守し、改善を図ること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月28日

高槻市議会

続きまして、議員提出議案第12号について。

### 出産助産制度に関する意見書

現在、大阪府は飛び込み分娩件数が全国1位であり、当該分娩による問題が多数発生している。

具体的には、経済的困窮者、医療保険未加入者、外国人等を中心とした妊婦健診未受診によるハイリスク分娩が増加している。また、公的扶助制度である助産制度の地方自治体の適用決定時期及び方法の地域格差も問題となっている。

一方、妊産婦自身の出産助産制度の不知により、医療機関に対する出産費用の未払い問題も看過できず、飛び込み分娩にかかわる諸問題は極めて深刻な状況にある。特に医療機関では、出産助産制度による支弁額の低さ、中絶・妊娠中の医療費用の未払い、産科医療補償制度の費用負担問題などの経済的負担を一方向的に強いられている。また、医療従事者は、いつ、いかなる症例の飛び込み分娩をどのような状況下で応じなければならないのかという精神的負担も過酷である。1件の飛び込み出産の発生により、医療機関の通常業務はいつ停止するかも分からず、個人病院や助産院においては、通常の妊婦経過を過ごし、通常の医療を必要とする一般妊婦が、必要時にしかるべき医療を受けられないおそれすら生じている。

また、出生児の親権者不在により出生時の公的手続にも支障が生じ始めている。

したがって、国においては、このような事態を避けるためにも、出産助産制度の見直し、児童福祉法の改正を含めた以下の事項に努めるよう強く求める。

記

1. 昭和22年に児童福祉法で規定された出産助産制度を今日の状況に合わせて見直しを行うこと。

2. 親権者不在出生児の法的手続を医療機関が行うことの負担軽減のため、法テラスなどの法的援助や、出生児の人権にかかわる保護システムを確立すること。
3. 都道府県による支弁額・運用面等における格差の有無、地方自治体を越境した飛び込み分娩の現状、未受診妊婦の年齢層、助産制度の事後申請の受給率の状況、産科医療補償制度の保険料と給付の兼ね合いなどの現状把握を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月28日

高槻市議会

以上、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。